

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	中村桂君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	澤島精次君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	高木一幸君
会計管理者兼 会計課長	中島健司君	消防主任	高木誠君
教育長	渡辺眞悟君	学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	多和田敦君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第3号 垂井町行政不服審査法施行条例の制定について

日程第3 議第4号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

日程第4 議第5号 垂井町情報公開条例の一部改正について

- 日程第5 議第6号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 議第7号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議第8号 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第9号 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議第10号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議第12号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議第16号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第13 議第17号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議第18号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議第19号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議第20号 垂井町企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第17 議第21号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議第22号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第19 議第23号 大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第20 議第24号 町道路線の認定について
- 日程第21 議第26号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議第27号 平成28年度垂井町一般会計予算
- 議第28号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議第29号 平成28年度垂井町簡易水道特別会計予算
- 議第30号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成28年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 平成28年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第33号 平成28年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第34号 平成28年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第35号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第23 議第43号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- 日程第24 議第44号 指定金融機関の指定について
- 日程第25 議第45号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第26 議第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 議第47号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第28 議第48号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第29 選挙管理委員及び同補充員の選挙

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3番 乾豊君、4番 若山隆史君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査委員からの検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第3号 垂井町行政不服審査法施行条例の制定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、議第3号 垂井町行政不服審査法施行条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 垂井町行政不服審査法施行条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第4号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制

定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、議第4号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第4号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第5号 垂井町情報公開条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議第5号 垂井町情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第5号 垂井町情報公開条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第6号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、議第6号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町個人情報保護条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第7号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第6、議第7号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第8号 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第7、議第8号 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第9号 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第8、議第9号 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第9号 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第10号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第9、議第10号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第10号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部

改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第10、議第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第12号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第11、議第12号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第12号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第16号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第12、議第16号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第16号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第17号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第13、議第17号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第17号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第18号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第14、議第18号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第18号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第19号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第15、議第19号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第19号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第20号 垂井町企業立地促進条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第16、議第20号 垂井町企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第20号 垂井町企業立地促進条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第21号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第17、議第21号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第21号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議第22号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第18、議第22号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第22号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議第23号 大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議について

○議長（丹羽豊次君） 日程第19、議第23号 大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第23号 大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議第24号 町道路線の認定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第20、議第24号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第24号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議第26号 指定管理者の指定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第21、議第26号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 今、指定管理者制度についてですが、提案の垂井町デイサービスセンターやけやきの家、平成18年度から10年間指定管理されているということでございますが、この指定管理の取り組み状況と成果、それと今後の課題についてお尋ねいたします。

またあわせて、指定管理者制度は今後ほかの施設にも利用されるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 広瀬議員の指定管理者の指定についての御質問にお答えしたいと思います。

第1点目の成果でございますが、従来、このデイサービスセンターとけやきの家につきましては直営で行っておりまして、当然そこに出てまいります課題と申しますのは、こういった福祉施設につきましては専門的な知識が要るということでございます。したがって、職員を採用するに当たっても、資格を持った職員をやはり採用しなければならない。しかしながら、町の職員でございますと、やはり人事にローテーションが伴います。そういったことで、専門的な知識、あるいは資格を有しておるところに委託するといったことが非常に効果的であるといったことで、従来、私もデイサービスセンター創設時にはあそこの責任者であったわけですが、やはりそういった経緯がございまして、こういったことで専門的な知識、あるいは資格を持った団体、社会福祉法人ですね、委託するほうが好ましいといったことで委託したわけでございますけれども、やはり指定管理者を指定したことによって、やはり専門的な知識を持って行えるということについては、非常に成果があったというふうに思っております。

それと、今後の課題につきましては、今、非常に福祉の人材が確保し切れないという部分がございます。これは一般行政で運営をしておっても、それから社会福祉法人に指定管理者を指定しておっても同じだと思いますけれども、そういったことが今後の課題であると同時に、や

はり施設が、行政の財産でございますけれども、非常に老朽化を来しておるということで、そこあたりも今後どういうふうにしていくかということが一つ大きな課題であろうかというふうに思います。

それと、今後の町内の施設でございますけれども、一昨日の一般質問の中にもございましたけれども、やはり指定管理者制度でもって管理をさせたほうが好ましいと思われる施設、これにつきましては検証していかなければなりませんけれども、そういった施設が出てまいります場合には、当然指定管理者の指定をもって管理を委託していく方向で進めたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第26号 指定管理者の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議第27号 平成28年度垂井町一般会計予算

議第28号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第29号 平成28年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第30号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第31号 平成28年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第32号 平成28年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第33号 平成28年度垂井町介護保険特別会計予算

議第34号 平成28年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第35号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計予算

○議長（丹羽豊次君） 日程第22、議第27号 平成28年度垂井町一般会計予算から議第36号 平

成28年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら10案については、予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 江上聖司君。

〔予算審査特別委員長 江上聖司君登壇〕

○**予算審査特別委員長（江上聖司君）** ただいま一括議題となりました議第27号 平成28年度垂井町一般会計予算から議第36号 平成28年度垂井町水道事業会計予算までの10議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月8日から11日までの4日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました10議案について、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決するものと決定した次第でございます。

なお、附帯意見として、次の事項を十分留意して取り組まれることを求めるものであります。

庁舎移転及び建設に関する予算を初め、各事業の予算の執行に当たっては、本委員会の審査において出された各意見を真摯に受けとめるとともに、進捗状況を確認し、計画的な執行を図られたい。また、主要施策、事業等については、議会に対し、その内容について事前に十分な説明を行い、協議するように努められたい。

以上、予算審査特別委員会の審査の報告といたします。

○**議長（丹羽豊次君）** これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより10案に対する討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

10案に対する委員長の報告は、いずれも可決するものとなっております。

議第27号から議第36号までの平成28年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、各案はいずれも委員長報告のとおり可決されました。

○議長（丹羽豊次君） 日程第23、議第43号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第43号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、第43号の垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正点につきましては、行政不服審査法の改正によるものと、災害補償給付と公的年金給付を同時に受けた際の調整率の改定によるものでございます。

それでは、お手元の資料、新旧対照表、並びに一部改正の両方の資料を見ていただきたいと思います。

初めに、行政不服審査法の関連の改正に係る部分からの説明をさせていただきます。

行政不服審査法とはということで、行政処分に対しまして、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続について規定をしておりますが、このたび全面改正によりまして、平成28年4月1日から施行されます。それに伴いまして、現行では、行政処分に対しまして不服がある場合、異議申し立てと審査請求の2通りの手段がありまして、行政不服に対しまして、その事務を管轄する国・県などの上級行政庁がない場合は、処分庁に対する異議申し立てをすよう定めてあるものでございます。今般の改正につきましては、異議申し立ての手続がなくなりますので、審査請求に一元化されるもので、消防団員公務災害補償条例におきまして、第26条中の「異議申立」を「審査請求」と改めるものでございます。

続きまして、災害補償給付と公的年金給付を同時に受けた際の調整率の改正についてでございます。

本条例によります災害補償が給付される場合、社会保障給付の一環をなすものであることから、厚生年金法等を根拠とした公的年金給付を同時に受けた際、災害補償の種類に応じまして調整率をかけることによりまして減額して支給し、厚生年金保険法等によります年金給付につ

きまして、そのままの全額を支給することとしております。

その調整率につきましては、本条例に定める障害補償年金と同一事由によりまして、厚生年金保険法によります障害厚生年金等を併用させる場合におきまして、0.86から0.88に改正をいたします。

また、特殊公務災害に係ります公務上の災害の場合の調整率についてでございますが、本条例につきましては、消防団員及び水防団員が生命または身体に対する高度の危険が予測される場合の状況におきまして、災害の鎮圧、人命救助などに従事し、そのために公務上の災害を受けた場合、その災害賠償を特例的に加算する措置を講ずるもので、今回、特殊公務災害に該当する障害補償年金と同一事由によりまして、厚生年金保険法によります障害厚生年金等が併給される場合の調整率が0.91から0.92に更生するものでございます。

また、休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率につきましては、本条例によりまして、休業補償と同一事由によりまして、厚生年金保険法によります障害厚生年金等が併給される場合の調整率が0.86から0.88に改正するものでございます。

最後に、経過措置でございます。

改正後の調整率につきましては、改正令施行日の以後に支給をされる事由が生じた傷病補償年金、休業補償、並びに改正施行日の前に支給すべき事由が生じ、改正令の施行日の以後の期間に係ります傷病補償年金について適用いたしまして、改正令施行日前に支給すべき事由が生じた改正令施行日前の期間に係ります傷病補償年金及び改正施行日の前に支給すべき事由が生じた休業補償につきましては、従前の調整率を調整するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。どうぞ御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第43号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（丹羽豊次君） 日程第24、議第44号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第44号 指定金融機関の指定について提案理由を御説明申し上げます。

現在の指定金融機関との契約が平成28年6月30日をもって満了するのに伴い、7月1日から大垣西濃信用金庫を指定金融機関に指定いたしたく、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては会計課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 会計管理者 中島健司君。

〔会計管理者兼会計課長 中島健司君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（中島健司君） ただいま上程されました議第44号 指定金融機関の指定について補足説明をさせていただきます。

地方自治法第235条第2項で、市町村は政令の定めるところにより金融機関を指定して、市町村の公金の収納または支払いの事務を取り扱わせることができる旨の規定がなされております。

提案説明でございましたように、現在の指定金融機関でございます西美濃農業協同組合との契約期間3年が本年6月30日をもって満了となるのに伴い、本年7月1日から平成31年6月30日までの3カ年間、大垣西濃信用金庫を指定金融機関にいたしたく、お願いするものでございます。

なお、地方自治法施行令第168条第3項に定めます指定代理金融機関には株式会社大垣共立銀行を、同施行令第4項に定めます収納代理金融機関には株式会社十六銀行、西美濃農業協同組合、東海労働金庫、株式会社ゆうちょ銀行を予定いたしているところでございます。

円滑な事務の引き継ぎ、契約等、万全を期するため、今回議会に提案をさせていただいたものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第44号 指定金融機関の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議第45号 教育委員会教育長の任命について

○議長（丹羽豊次君） 日程第25、議第45号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第45号 教育委員会教育長の任命について提案理由を御説明申し上げます。

現教育長である渡辺眞悟氏が平成28年3月31日をもって辞任することに伴い、後任に和田満氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第45号 教育委員会教育長の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第26 議第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（丹羽豊次君） 日程第26、議第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員 桑原良樹氏の任期が平成28年3月21日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め、再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第27 議第47号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（丹羽豊次君） 日程第27、議第47号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第47号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 水野直子氏の任期が平成28年6月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め、再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第47号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第28 議第48号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（丹羽豊次君） 日程第28、議第48号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第48号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 高木厚子氏の任期が平成28年6月30日をもって満了することに伴い、後任に高木良輔氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第48号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第29 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（丹羽豊次君） 日程第29、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

まず、選挙管理委員には、垂井町宮代2736番地の2、田中寛嗣君、垂井町府中2389番地、小藪鉄男君、垂井町表佐1743番地、桑原英喜君、垂井町2100番地の44、奈良洋美君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました諸君が選挙管理委員の当選人と決定いたしました。

次に、選挙管理委員補充員には、垂井町1178番地の1、木村進君、垂井町岩手20番地、桐山

幸一君、垂井町綾戸112番地、廣瀬忠義君、垂井町栗原1565番地、川瀬清夫君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました諸君が選挙管理委員補充員の当選人と決定いたしました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成28年第1回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時50分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 乾 豊

会議録署名議員 若 山 隆 史